

一、婦人労働者の生産競争に於ける労働時間の制限
 二、出稼労働者の休養期間を八週間とする
 三、出稼労働者の存続権に際しての地位の保護の爲め
 の注意を要する事
 四、授乳資金の支給
 五、婦人の生理的休養三日間を興へよ
 六、婦人労働者を使用する工場に於ては完全なる授乳場の
 設置
 七、無利託児所無利産院の設置
 八、母子扶助法の即時制定
 九、婦人工業監督者の任命

一、此會民衆と協力して法令の改正及び制定に努力す
 二、日當闘争を通じて社會輿論を捲き起す事

十、操短即時撤廢運動の件

提出 關東労働同盟會
 紡織労働組合
 大阪聯合會
 關西紡織産業労働組合

生産競争の地位にある日本紡織聯合會は、三割四分
 四厘の高率なる操短額を實行してより茲に一年半操短
 は、我等労働者に何を与へたか。操短、労働強化、収入の
 減減、一切は操短を請ふであつた。
 かゝる結果を招きたる操短は資本家をして獨り往らに
 喜大なる利潤を得させしめたる事は勿論である。我等は起て新
 舊操短なる操短即時に撤廢を起さねばならぬ。

實行方法 (紡織労働組合案)
 一、政府に對し工場法第三條の除外例即時撤廢を要求す
 二、聯合會を對し其議決文を送る事
 三、聯合會を對し其議決文を送る事

十一、製絲労働者組織化
 運動展開の件

提出 關東労働組合
 紡織労働組合

日本の重要な産業である製絲に労働組合の組織無きは
 我等の恥辱である。尤も苛酷な且つ劣悪な労働條件に壓制されつゝある製絲
 労働者の申願と、解放は強大な労働組合に待たねばならぬ
 事は勿論である。吾等が抱く問題こそは此の役割を果す重要な
 使命を持つたのである。

實行方法
 一、總同盟十萬名義運動に結び付け行ふ事

十二、同一資本に對する
 闘争網確立に關する
 件

提出 關東労働組合
 神奈川聯合會
 近藤 藤武 男

労働組合の組織は、近時次第別に整理統一されて、諸々
 その實力を増大しつゝある。然し乍ら同一資本及び労働者
 本會社工場に組織された労働組合が、眞にその闘争網
 を擴大化する點に於ては、未だ充分なる處と見る
 のである。然も、往々同一資本家の兼する處となり、労働
 組合が、思はずの犠牲を拂ふ事例もまた決して少くない。
 我等は既に組織された労働組合が、かくの如き工場に
 對して猛烈なる組織運動を展開して、その闘争網確立によ
 つて、職力のより増大を期せねばならぬ。
 同一及び併合資本工場の場合より先實して、強力なる
 組織の行はる處に、如何なる効果もたらされるかは、

十三、十年間繼續組合員
 並に組合運動に功勞
 ある組合員表彰の件

提出 關東労働同盟會
 東京鐵工組合
 田中芳太郎

組合員の繼續年限の短きは我國労働組合の大なる欠陥で
 あつたが、近來我が國同盟會の組合員が相當水く繼續
 したる事實は我國労働組合の基礎の漸次確立さ
 れつゝある實證である。我等は新く多年組合の發展に協力
 したる人々を表彰すべしとて、且つ我國同盟の創立二十
 周年を紀念として本案を提出したものである。
 本會は表彰委員會を設置して向三ヶ月以内に一切の方
 法を決定する事。

十四、労働裁判所設置並
 に思想判事採用に關
 する件

提出 東京鐵工組合
 永井金之助

本會が昨年島岡重雄に社會民衆大會に提出し審議一
 理

十六、總同盟中央機關紙
 改正に關する件

提出 京都聯合會
 説明 桑垣 熊雄

一、大會の決議により内務大臣に抗議し管轄地方長官
 として之が撤廢の除去施設を工場主に嚴達せしめる事
 二、撤廢施設を徹底的に確證し事實を以つて違反を糾
 弾すこと
 三、組織を通じて之が施設を工場主に迫る事

十五、人絹化學工場に於
 ける硫酸瓦斯除去に
 關する件

提出 京都聯合會
 説明 渡邊 清一

戦時時代に於ては武士階級の町人無業打が公許許されて
 居た。戰時以來、そのあとを踏つた感ありたるも、資本
 主義階級の被虐に依りて之に數百倍數千倍する健康進行
 本會社下に行はれて居る。近代産業の人體化學工場に於
 る硫酸瓦斯の被害が其の一である。吾人労働者の健康
 本會社下に行はれて居る。近代産業の人體化學工場に於
 る硫酸瓦斯の被害が其の一である。吾人労働者の健康
 本會社下に行はれて居る。近代産業の人體化學工場に於
 る硫酸瓦斯の被害が其の一である。吾人労働者の健康

十七、工場労働者最低賃
 銀法制定の件

提出 長崎労働組合

現在に於ける資本家階級は、その持つ處の組織的支配能
 力を以て、労働階級に對し極度の搾取を敢行し是が爲め勞
 働者は、ドンドンの窮乏に陥入つて居る。その結果、貧窮問
 題に關しては、労働者の學問に至る處深淵に墮落し度を加へ
 つゝ開示されて居る。かかる現象は、國家的見地からも決
 して侮爾すべきではない。茲に於て、最低賃銀法を制定し
 労働者の階級を緩和し、労働階級の生活様式の改善を圖ら
 ねばならぬ。

十八、臨時雇制度に關す
 る件

提出 長崎労働組合

一、社會民衆を通じて、國會に提案すること
 二、労働立法促進委員會と共同して立法を政府に迫る事